



様式第4号（第4条関係）

奈広消本査規指令 第 1624 号

令和5年7月24日

## 許 可 証

住 所 奈良県天理市川原城町605番地

山辺・県北西部広域環境衛生組合  
氏 名 管理者 並河 健

設置場所 奈良県天理市岩屋町459番2 外2筆

製造所等の別 取扱所 (1号炉)

令和5年5月23日 付けで申請のあった危険物

一 般 取 扱 所 の 設 置 については、消防法

第11条第1項の規定により許可する。

奈良県広域消防組合

管理者 亀田 忠彦





様式第4号（第4条関係）

奈広消本査規指令 第 1625 号

令和5年7月24日

## 許 可 証

住 所 奈良県天理市川原城町605番地

山辺・県北西部広域環境衛生組合  
氏 名 管理者 並河 健

設置場所 奈良県天理市岩屋町459番2 外2筆

製造所等の別 取扱所 (2号炉)

令和5年5月23日 付けで申請のあった危険物

一 般 取 扱 所 の 設 置 については、消防法

第11条第1項の規定により許可する。

奈良県広域消防組合

管理者 亀田 忠彦





様式第4号（第4条関係）

奈広消本査規指令 第 1626 号

令和5年7月26日

## 許 可 証

住 所 奈良県天理市川原城町605番地

山辺・県北西部広域環境衛生組合  
氏 名 管理者 並河 健

設置場所 奈良県天理市岩屋町459番2 外2筆

製造所等の別 取扱所

令和5年4月14日付けで申請のあった危険物  
一般取扱所の設置については、消防法  
第11条第1項の規定により許可する。

奈良県広域消防組合

管理者 亀田 忠彦



危険物の規制に関する政令第23条適用審査結果通知書

奈良県消防組合 第 24 号  
令和 5 年 7 月 4 日

山辺・県北西部広域環境衛生組合  
管理者 並河 健 様

奈良県広域消防組合  
管理者 亀田 忠彦



令和5年5月23日付けで申請のありました、危険物の規制に関する政令第23条の適用については、審査の結果下記のとおり決定したので通知します。

場 所	奈良県天理市岩屋町459番2 外2筆		
名 称	山辺・県北西部広域環境衛生組合	設置又は 変更の別	設置 変更
製造所等の別	取扱所	区分	一般取扱所(1号炉)

記

1. 階数制限について

山辺・県北西部広域環境衛生組合 エネルギー回収型廃棄物処理施設に設置される炉は、耐火レンガと鋼板製ケーシングで覆われており、炉につながる風道には防火ダンパーが設けられている。また焼却部分上部には水冷壁を用い室内の温度上昇を抑える構造となっている。更に他の用途部分とは防火設備により区画され、監視室より24時間監視を行い、炉周囲の5段の点検通路ごとに大型消火器を設置し、炉の危険物規制範囲及び保有空地3mを第三種の固定式粉末消火設備で包含することにより延焼の恐れが著しく低く、かつ火災の災害による被害を最小限に止めることができると認め階数制限を免除する。

危険物の規制に関する政令第23条適用審査結果通知書

奈広消本査規指令 第 25 号  
令和 5 年 7 月 4 日

山辺・県北西部広域環境衛生組合  
管理者 並河 健 様

奈良県広域消防組合

管理者 亀田 忠彦



令和5年5月23日付けで申請のありました、危険物の規制に関する政令第23条の適用については、審査の結果下記のとおり決定したので通知します。

場 所	奈良県天理市岩屋町459番2 外2筆		
名 称	山辺・県北西部広域環境衛生組合	設置又は 変更の別	○設置 変更
製造所等の別	取扱所	区分	一般取扱所(2号炉)

記

1. 階数制限について

山辺・県北西部広域環境衛生組合 エネルギー回収型廃棄物処理施設に設置される炉は、耐火レンガと鋼板製ケーシングで覆われており、炉につながる風道には防火ダンパーが設けられている。また焼却部分上部には水冷壁を用い室内の温度上昇を抑える構造となっている。更に他の用途部分とは防火設備により区画され、監視室より24時間監視を行い、炉周囲の5段の点検通路ごとに大型消火器を設置し、炉の危険物規制範囲及び保有空地3mを第三種の固定式粉末消火設備で包含することにより延焼の恐れが著しく低く、かつ火災の災害による被害を最小限に止めることができると認め階数制限を免除する。





様式第3号 (第9条関係)

消防法施行令第32条適用審査結果通知書

奈広消本予防第 187 号

令和 6 年 3 月 8 日

山辺・県北西部広域環境衛生組合  
管理者 並河 健 様

奈良県広域消防組合 消防本部

消 防 長 寺崎 至亮



貴殿から願い出のあった消防法施行令第32条の適用については審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

防火対象物所在地	奈良県天理市岩屋町459番2 岩屋町459番25の一部 櫛本町2909番3の一部		
名 称	エネルギー回収型廃棄物 処理施設建設工事	用途	ごみ焼却場

記

次の条件を満たす場合に限り、消防法施行令第32条を適用し、電気設備設置部分に関する消防法施行令第13条に係る消火設備の設置免除を認める。

1. 蒸気タービン発電機は、発電機・変圧器で冷却・絶縁のため、油を用いず可燃性ガス発生のおそれのないもの
2. 大型消火器が対象部分(蒸気タービン発電機床面積算定部分)及び関連する室(蒸気タービン補機室)の各部分に歩行距離30m以下で設置されているもの
3. 10型消火器が対象部分(蒸気タービン発電機床面積算定部分)及び関連する室(蒸気タービン補機室)の各部分に歩行距離20m以下で設置されているもの



様式第4号（第4条関係）

奈広消本査規指令 第 1604 号

令和5年5月26日

## 許 可 証

住 所 奈良県天理市川原城町605番地（天理市役所内）

山辺・県北西部広域環境衛生組合  
氏 名 管理者 並河 健

設置場所 奈良県天理市岩屋町459番2 外2筆

製造所等の別 貯蔵所

令和5年3月10日 付けで申請のあった危険物  
地下タンク貯蔵所の 設置 については、消防法  
第11条第1項の規定により許可する。

奈良県広域消防組合

管理者 亀田 忠彦





奈広消本予防第 3 号  
令和 4 年 8 月 4 日

山辺・県北西部広域環境衛生組合  
管理者 並河 健 様

奈良県広域消防組合 消防本部  
消防長 寺崎 至 亮



消防用設備等設置通知書

このたび、あなたが建築確認申請された下記建築物は、消防法及び奈良県広域消防組合火災予防条例の規定により下記の事項を必要としますので、通知します。

記

所在地	奈良県天理市岩屋町459番2、459番25の一部、櫛本町2909番3の一部
名称又は用途	エネルギー回収型廃棄物処理施設
工事種別	新築
建築受付番号	第 BVJ-YOK22-10-0148 号
消防同意	令和 4 年 8 月 4 日

第1 以下の消防用設備を設置する必要があります。 ※『令』・・・消防法施行令

1. 消火器 (令10)
2. 屋内消火栓設備 (令11)
3. 自動火災報知設備 (令21)
4. 誘導灯 (令26)
5. 連結散水設備 (令28の2)
6. 連結送水管 (令29)
7. 消防法施行令第32条適用願出書 (令32)

第2 以下の届出等をする必要があります。

1. 防火対象物 (使用開始・変更) 届 使用開始7日前
2. 防火管理者選任届・消防計画作成届
3. 工事整備対象設備等着工届 工事着手10日前
4. 消防用設備等設計届 工事着手10日前
5. 消防用設備等設置届 設置後4日以内
6. 発電設備設置届 工事着手5日前
7. 変電設備設置届 工事着手5日前
8. 炉設置届 工事着手5日前
9. 少量危険物貯蔵取扱い届 工事着手7日前

第3 その他

1. 危険物設置許可申請
2. 指定可燃物貯蔵取扱い届 ※貯蔵取扱い数量による
3. 圧縮アセチレンガス貯蔵取扱い届 ※貯蔵取扱い数量による
4. 消防法令適合通知書交付申請 ※公衆浴場部分で必要となる場合

詳しいことは、消防本部査察規制課 (方面担当) へお尋ねください。

消防本部 査察規制課 TEL 0745-78-1192